各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

御中

今回の内容

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の 減免措置に対する財政支援の延長等について」の 一部改正について

計9枚(本紙を除く)

Vol.1138 令和5年3月30日

厚生労働省老健局介護保険計画課

| 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう | よろしくお願いいたします。|

連絡先 TFI: 03-5253-1111(内線 2164)

FAX: 03-3503-2167

事 務 連 絡 令和5年3月30日

各都道府県介護保険主管部(局)御中 各市区町村介護保険主管部(局)御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する 財政支援の延長等について」の一部改正について

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等における被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」(令和5年2月27日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)で示したところである。

今般、福島県富岡町の特定復興再生拠点区域について、令和5年4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる方針が示されたことを踏まえ、当該事務連絡を別添のとおり改正することとしたので、貴管内市町村においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。(実質的な改正箇所は下線を引いた部分)

事 務 連 絡 令和5年2月27日 (令和5年3月7日一部改正) (令和5年3月30日一部改正)

各都道府県介護保険主管部(局)御中各市区町村介護保険主管部(局)御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する 財政支援の延長等について

令和4年度における東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料(以下「利用者負担等」という。)の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」(令和4年2月22日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)、「令和4年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」(令和4年7月15日付け老発0715第2号厚生労働省老健局長通知。以下「7月局長通知」という。)、「令和4年度における介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第7条第3号の規定に基づく特別調整交付金(介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合)の交付基準について」(令和4年9月30日付け老発0930第1号厚生労働省老健局長通知。以下「9月局長通知」という。)等において、お示ししているところです。

令和5年度政府予算案においては、帰還困難区域及び上位所得層(注1)を除く旧避難指示区域等(注2)における被保険者等(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下「避難指示等対象被保険者」という。)の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の取扱いを別紙1のとおりとするとともに、避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者(注3)の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の取扱いを別紙2のとおりとしておりますので、別添の利用者負担免除証明書の取扱いに関するリーフレットとあわせて、管内市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)等に周知を図るようお願いいたします。

なお、別紙1及び別紙2の内容については、令和5年度政府予算案の可決・成立が 前提となり、具体的な財政支援の内容については、追ってお知らせする予定であるこ とを申し添えます。

- (注1)被保険者個人の合計所得金額(※1)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から当該特別控除額を控除して得た額)(※2)633万円以上を基準とする。
 - ※1 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。
 - ※2 具体的には、以下の(1)~(8)となる。
 - (1) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円 (最大)
 - (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
 - (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
 - (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
 - (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
 - (6) 特定の土地 (平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等であって所有期間が 5 年を超えるもの)を譲渡した場合の 1,000 万円 (最大)
 - (7) 令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合 の100万円(最大)
 - (8) 上記の1~7のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

(注2)以下の区域等をいう。

- (a) 平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等 (特定避難勧奨地点を含む。)
- (b) 平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)
- (c) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)
- (d) 平成 28 年度及び平成 29 年度に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)
- (e) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)
- (f) 令和4年6月12日、30日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域 (葛尾町の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部)並びに<u>令和5年3月31日及び4月1</u> 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域(浪江町の一部及び 富岡町の一部)。ただし、この取扱いは浪江町及び富岡町の特定復興再生拠点区域につい て、指定の解除が政府の指示どおりとなることを想定したものであり、今後決定される解 除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。
- (注3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等(※3) 以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者(それぞれ、東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)をいう。
 - ※3 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難 勧奨地点(ホットスポット)の4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む。)。

している。

- 1 利用者負担免除措置(利用者負担額軽減支援事業)に対する財政支援について ○ 次に掲げる措置に対しては、令和5年2月28日までと同様の財政支援を予定
 - ・ 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者(東日本大 震災発生後に他市区町村へ転出した者を含む。)に係る利用者負担免除措置 (利用者負担額軽減支援事業)であって、令和6年2月29日までの期間に係 るもの
 - ・ 令和4年6月12日、30日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾町の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部。以下同じ。)並びに令和5年3月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域(浪江町及び富岡町の一部)の上位所得層の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。以下同じ。)に係る利用者負担免除措置(利用者負担額軽減支援事業)であって、令和5年9月30日までの間に係るもの(令和5年10月1日から令和6年2月29日までの間に係る財政支援については、別紙2を参照。)
 - なお、令和5年3月1日以降の利用者負担免除措置の具体的な取扱いについては、7月局長通知の別紙「令和4年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」と同様の対応を予定しているが、詳細については追って通知する。
 - また、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に係る 利用者負担免除措置についても、介護保険災害臨時特例補助金の対象となるの で、留意願いたい。
- 2 保険料の減免措置に対する財政支援について
- (1) 平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等関係

平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された上位所得層を除く旧避難指示区域等の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和5年度の保険料額の半額の減免(※)に要する費用について、財政支援を予定している。

- (※)「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて」(令和4年4月8日付け復本第680号・保発0408第13号・老発0408第1号・障発0408第5号・復興庁統括官・厚生労働省保険局長・老健局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知)で示した考え方に基づくもの。
- (2) 帰還困難区域及び平成27年以降に指定が解除された旧避難指示区域等関係 帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等((1)又は(3)の対象 となる被保険者を除く。)の被保険者(東日本大震災発生後に他市区町村へ転出し た被保険者を含む。)に係る保険料減免措置に対する財政支援については、令和5 年度分に相当する保険料額の減免に要する費用について、令和5年3月31日まで

と同様の財政支援を予定している。

(3) 令和4年6月12日、30日又は8月30日に指定が解除された区域並びに令和5 年3月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興 再生拠点区域関係(上位所得層関係)

令和4年6月12日、30日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生拠点 区域並びに令和5年3月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組ん でいる特定復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者に係る保険料減免措置に対す る財政支援については、令和5年4月分から9月分までに相当する保険料額の減免 に要する費用について、令和5年3月31日までと同様の財政支援を予定してい る。

なお、令和5年10月分から令和6年3月分までに相当する保険料額に係る財政 支援については、別紙2を参照されたい。

(4) 令和4年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援

なお、令和4年度分の保険料の減免措置について、令和4年度末に被保険者資格を取得したこと等により令和5年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を財政支援する予定である。

3 財政支援の財源について

- 1及び2の措置をとった場合の財政支援については、これまで、
 - ・ 平成26年度まではその全額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、
 - ・ 平成 27 年度及び平成 28 年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 9 に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10 分の 1 に相当する額を介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成 12 年厚生省令第 26 号)(※)第7条第3号に基づく特別調整交付金の対象として 交付し、
 - (※)介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)により介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(平成12年厚生省令第26号)に改正。
 - ・ 平成29年度及び平成30年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の8に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の2に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
 - ・ 令和元年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の6に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の4に相当する額を同 号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
 - ・ 令和2年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の4に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の6に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
 - ・ 令和3年度においては、利用者負担又は保険料の減免額の10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の8に相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付し、
 - ・ 令和4年度においては、令和3年度と同様に交付することとしている。

- 令和5年度においては、令和4年度と同様に利用者負担又は保険料の減免額の 10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の8に 相当する額を同号に基づく特別調整交付金の対象として交付する予定である。
- なお、総合事業についても、利用者負担の減免額の10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象とし、10分の8に相当する額を総合事業に係る特別調整交付金の対象として交付する予定である。
- また、特別調整交付金による交付対象額については、
 - ・ 令和5年4月1日から同年9月30日までの間に係る利用者負担又は保険料 の減免額は令和5年度の特別調整交付金の交付対象とし、
 - ・ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に係る利用者負担又は保 険料の減免額は令和6年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。
- 4 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の取扱いについて
 - 〇 令和5年3月1日以降に、避難指示等対象被保険者に対して利用者負担免除措置(利用者負担額軽減支援事業)を行う場合は、当該者に対し、以下のとおり認定票を交付すること。
 - ・ 帰還困難区域に住所を有していた者(現に住所を有する者も含む。)については、令和6年2月29日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付する。
 - ・ 旧避難指示区域等に住所を有していた者(上位所得層を除く。現に住所を有する者も含む。)については、令和5年7月31日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付し、所得判定の結果、令和5年8月1日以降も引き続き免除の対象となる者については、令和6年2月29日までの間のいずれかの日を有効期限として更新した認定票を交付する。
 - なお、認定票の交付は利用者負担免除証明書(有効期限の取扱いを認定票と同様とする場合に限る。)の交付をもって代えることができる。

- 1 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者(注)の取扱い
 - 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、令和5年4月以降 も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であって、その減免額(利用者負担 減免にあっては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあっては避 難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。)が、9月局長通知のI2(1) における交付基準を満たす場合には、次に掲げる額を特別調整交付金の交付対象 とする予定であるが、詳細については追って通知する。
 - (注) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等以外の被災地域の被保険者及び旧避難指示区域等の上位所得層の被保険者(それぞれ、東日本大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。)をいう。
 - ① 利用者負担免除措置(利用者負担額軽減支援事業)に対する財政支援
 - ・ 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者(令和4年6月12日、30 日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域並びに<u>令和5年3</u> 月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生 拠点区域の上位所得層の被保険者を除く。)に係る、令和5年度の利用者負担の 減免に要する費用の10分の8以内に相当する額
 - ・ 令和4年6月12日、30日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域並びに令和5年3月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者に係る令和5年度(令和5年10月以降分に限る。)の利用者負担の減免に要する費用の10分の8以内に相当する額
 - ② 保険料の減免措置に対する財政支援
 - ・ 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者(令和4年6月12日、30 日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域並びに<u>令和5年3</u>月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生 拠点区域の上位所得層の被保険者を除く。)に係る令和5年度の保険料額の半額 の減免(※)に要する費用の10分の8以内に相当する額
 - ・ 令和4年6月12日、30日又は8月30日に指定が解除された旧特定復興再生 拠点区域並びに令和5年3月31日及び4月1日に指定の解除の決定に向けて取 り組んでいる特定復興再生拠点区域の上位所得層の被保険者に係る令和5年10 月分から令和6年3月分までに相当する保険料額の減免に要する費用の10分の 8以内に相当する額
 - (※)「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等以外における被保険者等及び避難指示区域等の上位所得層の被保険者の一部負担金、利用者負担及び保険料(税)の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについて(令和4年8月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡)で示した考え方に基づくもの。
 - 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険

料の減免について、令和5年4月1日から同年9月30日までの間に係る減免に要する費用は令和5年度の特別調整交付金の交付対象となり、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に係る減免に要する費用は令和6年度の特別調整交付金の交付対象となる予定である。

- なお、総合事業に係る特別調整交付金についても、同様の取扱いとなる予定である。
- この財政支援の対象となる利用者負担及び保険料の減免措置は、介護保険法 (平成9年法律第123号)第50条及び第60条並びに第142条の規定に基づく減 免措置を行っていることを要件とする。

2 利用者負担免除証明書の取扱い

○ 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者については、有効期限が更新 された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

介護サービスを利用される 被災者の皆様へ

~介護サービスの利用者負担の減免について~

- ① 利用者負担の減免を受けるためには、介護サービス利用時に、<u>有効期限が切れていない免除証明書の提示</u>が必要です。
- ▶ 現在、免除証明書をお持ちの方は、 <u>有効期限をご確認</u>ください。
- ② 現在お持ちの免除証明書の有効期限が切れている場合でも、市町村への申請により、 有効期限を更新できる場合があります。
- 有効期限の更新については、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。

更新後は、介護サービス利用時に<u>有効期限が更</u> 新された新しい免除証明書を提示してください。

その他、免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。